

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の平均寿命は、医療の進歩や生活環境の向上などにより、高い水準で推移しています。その一方で、がん、循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病や高齢化による認知機能、身体機能の低下から起こる要介護者等の増加、経済問題や人間関係を含めた深刻なストレスなどから引き起こされるこころの問題など健康課題が多様化しており、より一層の健康づくりの取組が求められます。

さらに、少子高齢化による人口減少、独居世帯の増加、働き方の多様化、あらゆる分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速、次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応等の社会変化が予想されます。このことを踏まえ、国では「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」に向け、令和6年度から令和17年度までの計画期間とする「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」（以下、健康日本21（第三次）という。）を策定します。

本市では、国の動向及び前期計画の評価、課題を踏まえ、平成31年3月に令和元年度から令和5年度までの「第2次健康増進計画（改訂版）」（以下、第2次計画という。）を策定し、疾病の早期発見・早期治療及び重症化予防と併せて、意識しなくても自然と健康につながる環境づくり等の取組を行い、市民の健康づくりを推進してきました。

第2次計画が令和5年度で終了することから、第2次計画の評価・課題と国の健康日本21（第三次）を踏まえ、令和6年度から令和11年度までの6年間で計画期間とした「第3次健康増進計画」を策定するものです。

この計画に基づき、市民が生涯にわたり、健康で心豊かに暮らすことができるよう、市民の健康づくりの取組を推進します。

2 計画の位置付け

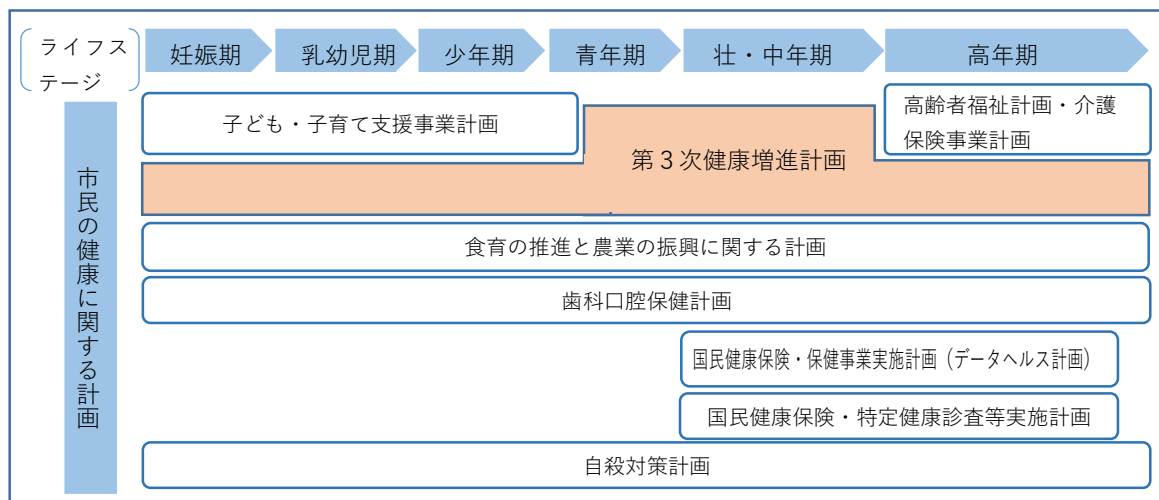
本計画は、健康増進法第8条第2項に基づき定める「市町村健康増進計画」であり、国が示した健康日本21（第三次）を踏まえ、本市が目指す健康づくりの基本的な方向性を示すものです。あわせて本計画を踏まえた領域別の個別の実施計画により構成します。また、「三条市総合計画」を上位計画とし、「三条市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」及び「第3次三条市食育の推進と農業の振興に関する計画」等との整合性を図りながら総合的に取組を推進するものです。

《個別の実施計画》

- ・ 三条市第3次歯科口腔保健計画
- ・ 三条市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）
- ・ 三条市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画
- ・ 三条市第2次自殺対策計画

3 計画の対象とする範囲

生活習慣病のリスクが高まる青年期以降に重点を置きますが、早期からの適切な生活習慣の確立が重要なものについては、他計画との連携・整合性を図りながら取り組みます。



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

5 計画の進行管理

本計画は、健康づくりに関する課題の解決に向けた基本的な方向性を示すとともに、具体的な取組及び評価指標を定めて、健康づくりの取組を推進します。

評価指標の達成状況については、三条市健康づくり推進協議会、三条市国民健康保険運営協議会において、毎年度検証し必要に応じて見直しを行います。